

お知らせ information

有害鳥獣の駆除を実施



農作物被害を防止するために、猟友会阿久比支部の協力で有害鳥獣(カラス・カワラバト)の駆除を次のとおり実施します。

- **実施日** 3月6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)、20日(土・祝)、21日(日)のうち4日間
- **時間** 日の出から日の入りまで
- **実施地区** 住宅地を除く農地・山林
- **駆除方法** 散弾銃による駆除
- **問い合わせ先** 産業観光課農政係 ☎(48) 1111 (内1222)

3月定例議会を開催



令和3年阿久比町議会第1回定例会を次のとおり開催します。

- **日時** 3月8日(月) 午前10時～
※ 一般質問は、3月9日(火)・10日(水)の予定
- **問い合わせ先**
議会事務局
☎(48) 1111 (内1401)

登録調査員になりませんか

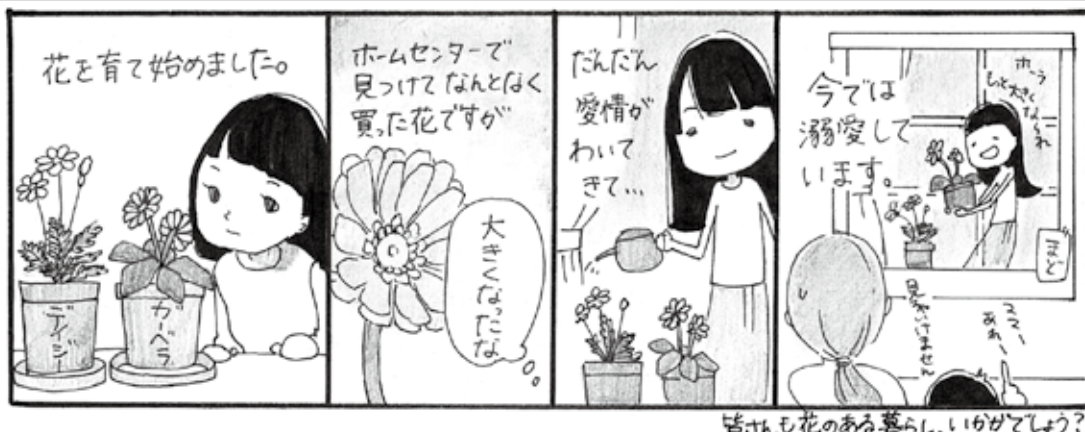


町では、国や県が実施する統計調査に従事する統計調査員に登録していただける方を募集します。

- **登録調査員制度とは** 統計調査を実施するときに、あらかじめ登録している方の中から必要に応じた人数を選び、統計調査員として従事していただく制度です。
- **統計調査員とは** 統計調査は、国勢調査、経済センサス、工業統計調査など、さまざまな調査があります。
統計調査員は、世帯や事業所など調査対象を訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収・点検といった、統計調査の仕事の中でも基本的で重要な部分を受け持ちます。
調査員の身分については、国や都道府県知事などから統計調査の都度任命される非常勤の公務員です。そのため、調査活動中の事故は公務災害補償が適用され、調査で知り得た内容については法律で秘密の保護が義務付けられています。
- **調査員の仕事の内容** 調査員事務説明会への出席・調査の準備・調査票の記入依頼と配布・記入された調査票の回収・集めた調査票の点検と整理・調査関係書類の提出
※ 調査の種類によって異なる場合があります。
- **調査員報酬** 調査員には、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の種類や受け持ち件数などにより異なりますが、およそ2万～7万円程度です。(必ずしもこの範囲内とは限りません)
- **登録方法** 「統計調査員希望者申込書」を記入の上、政策協働課調査広報係まで持参してください。申込書は政策協働課窓口にあります。町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/toukei.html>)からダウンロードすることもできます。
- **登録資格** 以下の条件を満たしている場合、登録することができます。
 - ▽ 責任を持って調査事務を遂行できる満18歳以上の方
 - ▽ 警察・徴税などの事務に直接関係のない方
 - ▽ 被選挙者、選挙事務所の職員など選挙に直接関係のない方
 - ▽ 暴力団員、その他の反社会的勢力と密接な関係のない方
- **問い合わせ先** 〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50 政策協働課調査広報係 ☎(48) 1111 (内1311)



編集後記



皆さんも花のある暮らし、いかがでしょうか？

